

二重課税排除システムで経済恐慌を乗切る

(外税0宣言で社会経済を復活させる)

新型コロナウイルス感染の影響で棄損した社会経済を修復するには誰もがコペルニクスの転回の発想で対応しなければなりません。

そのため、オンラインで作動する二重課税排除システムを運用するまでの間、企業が収奪する外消費税分をオフラインで地域復興の原資として振り替えてもらうのです。

経済恐慌を乗り切る

消費者・企業は発言力を高めて、経済恐慌を乗り切る地域復興に協力しましょう。

自治体が地域創生口座を開設し、消費者が支払う外消費税を復興下支え資金としてコミュニティに還元し、既存のインフラのもとで消費と供給を活発にして社会経済活動の復興を遂げるというシナリオです。

GDPを500兆円と考えると全国規模で12兆円程度/年を復興下支え資金とし、事業者が収奪している外消費税10%を衣替えした地方創生拠金10%を消費者が取引ごとに事業者を支払い、事業者が地域創生口座へ振り込むと復興資金が集まります。

店舗での作業は、[価格表示](#)を「課税標準額×(1+創生拠金率10%)」に改め、レシートに拠金額〇〇〇円のように印字できるようレジを設定するだけです。

このような仕組みを二重課税排除システムとして規約を設けて地域の「まちづくり会社」や自治会連合会の旗振りで運用し、地域で社会経済の復調の兆しが現れた後は、拠金率を柔軟に変更して頻発する自然災害からの復旧支援から自治会の活性化に至るまで域のソーシャルデザインにこの二重課税排除システムを活用するのです。

[二重課税排除システムの運用指針](#)を解説します。

消費税法と矛盾して二重課税を課す次の法律は、税率を5%⇒8%⇒10%と引き上げるためのものであったが、来年3月末でその効力は失われる。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法
(平成二十五年法律第四十一号)

付則 (この法律の失効)第二条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

今次のウイルス汚染災禍による社会経済の棄損を修復するのに二重課税排除システムへの企業の協力が不可欠である。

二重課税排除の要諦は対価を課税標準として価格に消費税を転嫁することで、
価格=対価である課税標準額×(1+消費税率)とする算式により、表示額に消

費税が転嫁され、国税が確保される。

次いで、消費者支払額＝取引額×（1＋消費者拠金率）とする算式により、需要者は取引時に拠金する。

ここで、価格・料金等への消費税の転嫁標準を消費税法第28条の課税標準に改めない事業者（料金等の口座自動振替事業者を含む。）は例のように通報される。

このシステムは、経済活動の取引で取引額に応じた拠金額を需要者から供給業者を経由して、地域が抱える課題解決に取り組むコミュニティに還流させるものであり、国の地方創生推進交付金の仕組みとの関わりはない。

地域行政と締結する包括連携協定の有無にかかわらず、CSRを標榜する企業は二重課税排除システムに対応する体制を整え、「経済復興に協力する外税0の店」などと宣言するものとし、地域が自治体ぐるみで「外税0宣言」に合意して二重課税排除システムへの活用を促す。

例えば、拠金率を取引額の10%とする特別の場合の還流金を災害等の復旧支援、債務保証などにあて、拠金率を5%とする平常時の還流金は経済復興支援・融資、地区の活性化、自治会活動、自治会費の無償化などに充てる、など拠金率はコミュニティが定め、拠金額を地域創生拠金口座に振替えてコミュニティに還流させる。

地域の創生推進組織として行政機関、議会、自治会連合会、関連する協議会、などが考えられ、二重課税排除システムの要綱を定める。行政単位に一つ地域創生推進事務局を置き、地域創生拠金口座を開設し、運用は「まちづくり会社」や地縁団体の連合体が担う。

外税0宣言事業者の体制整備で次の事項を社内規定に含める。

- ・従来の消費税経理・価格の表示のあり方の抜本的見直し
- ・消費税の価格への転嫁標準を消費税法第28条の課税標準にすること
- ・本体価格×消費税率の外消費税額を顧客から収奪しないレジの設定、改修
- ・事業者間取引であっても外消費税の授受を行わないこと
- ・売上額×拠金率の額を顧客から領収し、領収額のレシートへの反映
- ・二重課税排除システム対応商品、店舗などの顧客への周知
- ・売上額×拠金率の額を集計して地域創生拠金口座に還流する手順
- ・売上額／拠金額の口座振替による即時決済方式の導入の意向

地域創生推進事務局が定める二重課税排除システム要項に次の事項を含める。

- ・二重課税排除システムの運用組織を「まちづくり会社」／地縁団体とすること
- ・事業者への二重課税排除システムに係る支援・指導、債務保証に関すること
- ・ソーシャルデザイン等二重課税排除システム運用の企画立案に関すること
- ・推奨する拠金率の周知、地縁団体への還流率に関すること
- ・拠金額の使途／事務局・地縁団体が必要とする経費に関すること
- ・[オンライン決済方式](#)適用の促進に関すること
- ・他の地方の二重課税排除システム／包括協定との連携に関すること
- ・通報に関すること
- ・文書の定期見直し／口座／議論／広聴／広報／監査に関すること
- ・地縁団体のソーシャルデザインの旗手／指導者の育成に関すること
- ・[補完通貨](#)に関する調査研究に関すること

さて、政府は[消費税価格転嫁等対策](#)をどのように終わらせるのだろうか。

[外税0宣言](#)して社会経済を復活させよう

「外税0宣言」の趣旨は、取引における価格に係る約束ごとを企業の内外に示すもので、社会貢献と共に消費者の購買意欲を促し、謹告書を店頭に掲示、或いは、チラシやホームページに「外税0宣言」のコーナーを設けて業績UPを期待するものです。

「外税0宣言」の内容（例）：

- ・令和2年〇月〇〇日まで
外消費税をお支払い戴きます。
(お支払い戴く外消費税を使ってオンライン二重課税排除システムの導入、また、今次のウイルス汚染災禍による社会経済の棄損を修復する二重課税排除システムに協力します。)
- ・令和2年〇月〇〇日から
価格（料金）の表示を「対価である課税標準額×（1＋消費税率）」とし、
消費者支払額＝価格×（1＋地方創生拠金率）を付記する旨
(なお、価格の表示額はいわゆる「本体価格」に相当し、拠金率は当面5%です。)
- ・令和3年4月1日から〇〇カードによる[即時決済](#)を運用

2020.05.08

NPO ソーシャルデザイン機構

代表 清水 博

滋賀県守山市今市町139-4